

5 議事録

佐野会長 ただいまより、第5回埼玉地方最低賃金審議会を開催します。本日の出席の状況について、事務局から報告をお願いいたします。

賃金室長 公益委員5名、労働者側委員4名、使用者側委員5名、出席者数14名でございます。出席した委員は小嶋委員でございます。

佐野会長 ありがとうございます。
本審議会の出席状況は、ただいま事務局から報告していただいたとおりでございます。最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

また、本審議会の議事録署名人をあらかじめ指名させていただきます。公益は、私、佐野が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

なお、本審議会の主な議題は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無でございます。審議は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により、公開とし、議事録につきましても、同規定第7条第2項により公開いたします。

議題の第1の埼玉県最低賃金の改正決定につきましては、埼玉県最低賃金専門部会において継続審議となっております。

続きまして、議題の2の特定最賃の改正決定の必要性の有無でございますけれども、これに対しては、どうでしょうか、皆さん、必要性ありということよろしいでしょうか。何か意見ございましたら、よろしいですか。

ありがとうございます。5種類の特定最賃の改正決定について、必要性ありとしてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

佐野会長 全会一致で議決したものと認めます。ありがとうございました。それでは、部会長報告のとおり局長へ答申することといたします。

事務局は、答申文の案を配付してください。

(事務局より各委員に答申文(案)配付)

佐野会長

ありがとうございます。

それでは、事務局から答申文(案)を読み上げていただきますので、よろしく願いいたします。

賃金室長

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申) 当審議会は、令和2年7月27日付け埼労発基0727第1号をもって諮問のあった下記の5件の特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、いずれも改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金
- 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。答申文ですが、ただいま読み上げていただいた事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐野会長

ありがとうございます。それでは、この内容で答申することといたします。

(会長から労働基準部長に答申文手交)

労働基準部長

ただいま答申をいただきましたことにつきまして、御礼申し上げます。

「改正決定の必要性あり」の答申をいただきましたので、最低賃金の金額改正について、これから諮問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(労働基準部長から会長に諮問文手交)

(事務局より各委員に諮問文(写)配付)

佐野会長 皆さん、お手元にございますでしょうか。
それでは、事務局から諮問文を読み上げていただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

賃金室長 特定最低賃金の改正決定について（諮問）
最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記の5件の特定最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。
先ほど答申いただいた特定最賃について、以下は省略させていただきます。

佐野会長 ありがとうございます。ただいま金額改正について諮問を受けましたので、5つの特定最低賃金について専門部会を設置し、調査審議を行うことといたします。今後の手続について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 最低賃金法第25条第2項の規定により、専門部会を設置することになります。専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員の任命につきましては、最低賃金審議会令第6条第4項の規定により、関係者に対し候補者の推薦を求めなければならないと定められています。この締切日は、8月24日月曜日とさせていただきます。

次に、関係労使からの意見聴取について御説明いたします。

最低賃金法第25条第5項の規定により、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について都道府県労働局長の諮問を受けた場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものと定められております。その意見聴取の手続に関しましては、最低賃金法施行規則第11条第1項の規定により、最低賃金審議会が関係労使の意見を聞く旨及び意見を述べようとする関係労使は一定期間内に文書をもって意見を提出する旨を公示することにより行うと定められております。

この規定に基づきまして、本日、関係労使の意見聴取についての公示を行うこととします。意見書の提出締切日は、8月24日月曜日とさせていただきます。

この公示に基づく意見書の提出があった場合につきましてですが、9月7日に開催予定の第1回特定最低賃金合同専門部会の場において御報告いたします。

以上です。

佐野会長 ありがとうございます。
議題の3はその他でございませども、何かございませうか。
事務局から何かございませうか。

賃金室長

特に用意しているものはございません。

佐野会長

それでは、本日の議題は終了しましたので、次回の第6回埼玉地方最低賃金審議会は、8月5日の午後1時半開催からの第5回専門部会の終了後に実施することとしたいと思います。

次回の審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とします。埼玉県最低賃金が専門部会で結審とならずに継続審議となった場合には、本審で専門部会の審議状況の報告となります。

本日の本審議会はこれで終了といたします。